

令和3年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年第4回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和3年9月17日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和3年9月 定例会
(第4回)

第4回継続会

本会議 会議録

令和3年9月17日

水巻町議会

令和3年 第4回水巻町議会定例会第4回継続会 会議録

令和3年9月17日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和3年第4回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

9月14日の総務財政委員会において、付託された議案等について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第17号 水巻町個人情報保護条例及び水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、賛成多数で可決いたしました。

議案第18号 水巻町手数料条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第19号 高松町営住宅外部改善（14号棟）工事の請負契約の締結につきましては、賛成全員で可決いたしました。

議案第20号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第2号）については、賛成全員で可決いたしました。

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」については、賛成全員で可決しましたことを御報告いたします。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。津田委員長。

文厚産建委員長（津田敏文）

9月13日の文厚産建委員会において、付託された議案等について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第20号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第2号）については、賛成全員で可決しました。

議案第21号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第3号）については、賛成全員で可決し

ました。

請願第1号 コロナ禍における女性や子ども達への緊急支援を求める請願書については、賛成少数で不採択となりました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

決算特別委員長。はい、住吉委員長。

決算特別委員長（住吉浩徳）

9月6日、8日の決算特別委員会において、慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

認定第1号 令和2年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定いたしました。

認定第2号 令和2年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定いたしました。

認定第3号 令和2年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定いたしました。

認定第4号 令和2年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定については、賛成全員で認定いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第2 認定第1号

議 長（白石雄二）

日程第2、認定第1号 令和2年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議

員。

7番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

私は町のお金の使われ方をできる限り監視しています。それが議員の役目です。

去年使われた中で、一、二例挙げます。

頃末南三丁目駅前開発に伴う移転に伴う解体ですね。これが、●さん宅と●さん宅が解体されました。●さん宅が面積が72.576坪。それから、●さん宅が39.743坪です。そして、それぞれ72.576坪にかかった解体費用が722万5000円です。それから、39.743坪にかかった解体費用が約343万2000円です。で、これを1坪当たり幾らになるかと換算しますと、約10万円になります。

私の親戚が鉄筋3階建てを解体しました。で、建築に詳しい方は分かると思いますが、3階建てやったら、地下の1階部分が上の1階部分よりも余計コンクリートを使っています。地中があるからですね。

それから、解体するにはものすごい、解体するときは生コンの、コンクリートの量が増えてくるんです。それでですね、1坪が4万2220円です。

だから、こういう点ですね、これは、町のそういう担当の職員は、こういう積算して業者に頼むかは分かりませんが、そういう点で。第1点、高すぎるっっちゃう点ですね。

それから、去年二団地を塗装しました。二団地をですね。塗装をやり替えました。そのときも私は反対しましたけど。

私は3年前に岩手県西和賀町、合併する前、合併して今は西和賀町っっちゃうんですけど、ちょうど岩手県と秋田県の県境です。そこのですね、合併する前の旧沢内村を見学してきました。

で、びっくりしたのは、この沢内村の旧、もう現地は支庁舎になっています。西和賀町の。そこでびっくりしたのは、農協と役場が一緒になっているんです。で、農協の2階には議会事務局がありました。そこでいろんな話を聞きましたけど。そしてびっくりしたのはですね、おそらく深沢晟雄村長の時代やから、1960年代です。その建物だと思うんです。だから、そこはですね、当時の建物をまだそのまま使っていて、塗装はしていませんでした。ほいて、役場にクレーンが入ったのも数年前。「数年前に入った」っっちゃう役場の職員の方が言っていました。

そのようにですね、もうほんの一例ですけど、そのように他の自治体はお金を節約して、住民サービスをすばらしくしています。

この西和賀町、人口はですね、おそらく6,000人ぐらいだと思いますけど、何と町がつくった浴場付きの風呂場が8か所あるんですよ。ほして、予算書を見せてもらいました。予算書を見せてもらったらですね、当時、私が行ったときの年間維持費が8か所で約8000万。約1か所で1000万でした。何とすばらしい政治だと思ったんです。

そしてですね、そういう、現在では町立西和賀さわうち病院っっちゃう病院つくってますけど。国道沿いにある、私びっくりしたんです。そこの町に入って、何とすばらしい建物やろうかと思って。ほしたら、入ったら病院でした。

そのように、いろんな面でお金を節約し、至れり尽くせりの住民サービス。これは行政の役

目だと思うんです。

そういう点で、まあ一例を上げれば切りがないんですけどね。

そして今年はまだ、大分県の姫島村は、みーんな、歳費を10%カットしました。そしてまた、安いです。とにかく話にならんごと安いんですよ。水巻の議員よりも約9万7000円くらい安いんです。それで赤字じゃありません。

ラスパイレス指数が去年の令和2年4月1日付で81.1%。これでも上がったほうです。長いことラスパイレスが70%台でした。

で、代々、村長は藤本さんがずーっと、藤本家が受け継いでますけど。

そのようにですね、なぜかっていいますと、姫島村なんかは、私は二度訪問しましたが、産業があまりないんです。魚の食べるエビですね。エビの養殖をしていました。それがですね、エビがですね、外国から入ってくるもんじゃから。山口県の秋徳町、それから姫島村のですね、そういうエビの養殖が衰退してしまいました。

それで、役場としては何とかしてですね、役場の職員、村民に仕事をつくってやりたいと思って、そういう、全体的に役場の職員の給与を下げ、仕事を多くの人に与えるちゅう政策を取ってきたんです。

で、そういう点ですね、まあ水巻町の金の使い方を見ればですね、まだ指摘するところいっぱいあるんですけど、もうさっき、そういった解体にしても、町の建物の補修にしてもですね、まあ私としては無駄と思われるお金の使い方しているから、私は反対といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

5番、岡田です。認定第1号 令和2年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論を行います。

コロナで始まり、コロナで追われた令和2年度でした。これまで経験したことのない感染症対応に、全庁挙げての努力が続けられた1年だったと思います。職員の皆さん、大変御苦労様でした。感謝を申し上げます。

無為無策、後手後手と批判されてきた政府のコロナ対応により、いまだに続く緊急事態宣言。そのもとで町民は疲れ切っています。

人が生きていく上で必要不可欠な社会活動や、文化にスポーツは断続的に遮断され続け、既に1年半が経過しました。町民の心身の健康に影響がないとは言えない状況です。特にマスク着用のままでの保育や、学校での教育が続くことに、子供たちの健やかな心身の発達、成長が保障されるのだろうか心配でなりません。

さて、このようなコロナ真ただ中であつた令和2年度の決算です。職員の皆さんは日常業務をこなしながら、経験したことのない過重な業務に追われました。そしてそれは、町民にとっても同じく過酷な日々であつたと言えるでしょう。

そこで、我が党は、令和 2 年度の決算に際し、コロナ禍の下、町がどれほど町民の苦しさに心を寄せ、コロナ対策に重点を置いた施策を行ったかどうか、その視点で決算の検証をするものです。

令和 2 年度は、4 億 5359 万円の黒字決算、財政調整基金に 2 億円を積み立てて、翌年度への繰越金も約 2 億円もありました。コロナ禍でありながら、自主財源である町税収入も悪化しておらず、コロナ禍であっても基金残高は大きく減少していないと、監査意見書にも書かれているとおり、令和 2 年度においては、町財政はコロナの影響を大きく受けることはなかったと言えます。

国より、コロナ対応に使うため「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」4 億 5994 万円が入ってきました。なんとその額と黒字額 4 億 5359 万円がほとんど一致していることに驚きました。これは偶然なのでしょうか。

我が党は、3 月の突然の一斉休校当初より、学校開放、学校給食の開始、図書館や運動公園の開放や町内事業者への支援など、コロナ禍の町民の暮らしを守るため、町に要望を届けました。マスク不足の現状に、町民にマスクを配布できないか。町内事業者へ財調を使って早く支援金を出し助けてほしい。コロナ禍に国保の値上げはやめるべきだ。コロナの相談窓口を開設してほしい等、要望してきました。

党として正式に町長に要望書も提出し、PCR 検査の拡充等を求めました。その結果、医師会との協議が整い、おんが病院、おかがき病院での PCR 検査が始まりました。

町は県の休業要請に協力した事業者に、支援第 1 弾として、10 万円の協力金を出しました。しかし、これは理美容やマッサージなどは対象外でした。我が党は、「小さな町で事業者を分断することはやめるべきだ」と意見を述べました。執行部は「第 2 弾を考えます。まずはこれでやらせてほしい」とのことでした。200 件分の予算 2000 万円に対し、決算額は 95 件 950 万円です。

第 2 弾の支援金は、全業種に一律 15 万円の持続化緊急支援金。予算は 1,000 件分の 1 億 5000 万円。決算額は、756 件の 1 億 1340 万円です。

第 3 弾は町民 1 人に 1 万円の商品券。外出自粛の苦しいコロナ生活の町民に「ゴミ袋だけ？」の支援策に対し、町民の皆さんとともに、我が党も議会で声を上げました。決算額は 2 億 7436 万 5000 円です。

そして、商工業者への支援が第 1 の目的だとの町長肝煎りの 2 割増しのプレミアム付き商品券の発行です。予算 3500 万円に対し、決算は 3490 万 2000 円です。

そのほか、子育て世帯への臨時特別給付金。子供 1 人に 5,000 円が上乘せされて 3,719 人分で 1859 万 5000 円。ここまですでに地方創生臨時交付金を 4 億 5076 万 2000 円使ったこととなります。このほか、学校や学童保育、保育所等福祉関係へも補助金等が振り向けられ、財調を 3 億円取り崩しもしながら、コロナ対応をしてきた。このような経過ではないでしょうか。

このようなコロナ禍の下、住民、子供たちや高齢者の暮らしはどうだったのでしょうか。公共施設は閉鎖され、地域の夏祭りもコスモスまつりも、町民プールも閉鎖でした。近隣では、感染対策をしながら、住民の最低の暮らしを守ろうと努力をし、開放している施設がある中で、住民の「もう我慢も限界」とのつらい気持ち、精神的に追い込まれている姿を見てきました。

みんな十分すぎるほど我慢をしてきました。

町長は、コロナ禍の住民の一人一人の暮らしをしっかりと見つめ、困っていることに手を差し伸べ、命を守ることに何が必要かを考え、次の行動を起こすことこそが求められます。それが、町民の命と安全を守る町長の責任だと考えます。

我が党は、コロナ終息のために「第2、第3波に備え、保健所を通さずにPCR検査を受けられる体制を広げるよう県に要請するべきだ。遠賀保健所の復活を県に要請してはどうか。」と質問しました。町長は「何とか乗り切れている。考えておりません。」との答弁でした。

「家にばかり居るので、水道代がかかる」「電気代にびっくりした」との声も多々聞かれ「熱中症対策としても電気代の補助を」と求めました。町長は「地域の活性化につながり相乗効果を生み出す施策以外では現金給付は考えていない。補助を貯蓄や飲食に回す人もいる。」などと答弁しました。

国保税についても「コロナ禍に保険税を上げるべきではない。今年度はストップするべきだ。」と意見しましたが、計画通りに値上げする姿勢を崩しませんでした。

「PCR検査は、いつでも、どこでも、何度でもできる体制を国の責任で作るよう国・県へ強く要請していただきたい。」「特に介護や障がい者施設等の入所者や従事者にも検査を無料で行い、安心して介護に従事できるよう検査を受けさせていただきたい。」その後も「医療、保育、教育等に関わる人にもPCR検査を増やすことが町民の安心につながると考えるがどうか。」と尋ねましたが、「現在、感染者も出ていないので町単独ではできません。県がするならできます。」との答弁でした。

現在、デルタ株が主流になる下で、ワクチン接種と一体に、今こそ大規模検査を実施することが求められます。今こそ、国や県にPCRの検査を大規模に行うことを強く要請することを求めます。

最後に、我が党が、何度も子供たちのためにと要求した「運動公園のアスレチックのリニューアル」についてです。「遊びに行かせたいけれど、人けがなく草はぼうぼうで危ない」との声が相変わらず聞こえてきます。あれだけの広さと木々に囲まれ、自然の傾斜で斜面を活用した遊びができる場所は、町内には、ほかにありません。既製の設置された遊具中心の公園ではなく、子供たち自らが仲間とともに自由に遊びを生み出せる、そんな空間を持つアスレチック広場にしたいと考えています。既存の施設を改善しながら、有効活用することは、行政の基本姿勢ではないでしょうか。ぜひ、社会教育予算で減額補正した分などを勘案し、コロナ禍の子供たちのために使う判断をしていただくことを強く求め、以上、令和2年度一般会計決算の反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

13番、久保田です。

認定第1号 令和2年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、公明党を代表し

て、賛成の立場から若干の要望を付して討論を行います。

令和2年度の一般会計決算額は、歳入総額が対前年プラス36.7%の139億5863万円、歳出総額が対前年プラス36.9%の135億504万円で、歳入、歳出でそれぞれに増加しました。

その増額分の大半を占める約35億円が、新型コロナウイルス感染症対策事業費であったとのことでした。新型コロナウイルス感染症対策事業費分を除くと、歳入は対前年プラス2.4%、歳出は対前年プラス1.4%となります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急・臨時的な業務が増え、職員の皆さんの負担が極めて増加したことと思いますが、町長をはじめ、全職員が一丸となって、住民の生活支援や事業者支援に尽力いただいたことをありがたく感じております。

コロナ対策事業以外については、まず、歳入では、昨年、吉田南地区に大型商業施設が新規出店したことにより、固定資産税及び土地の貸付収入が増収となり、町民の利便性の向上とともに、町の歳入確保に結びついていると感じました。

歳出では、障がい者福祉サービス事業や、障がい児通所給付事業などで利用者が増えたことによる扶助費の増加や、丸ノ西・五反五歩線JR工事負担金や、県道芦屋・水巻・中間線街路事業負担金などが増額となったとのことでした。

また私は、令和2年6月議会で「GIGAスクール構想」の実現に向けての一般質問をさせていただきました。とりわけ、小・中学校の児童・生徒一人一人に学習用タブレットを配布するGIGAスクール事業について、将来を担う子供たちが健やかに学べる学習環境を整備していただいたことを大変うれしく思っております。

ただし、臨時財政対策債の増加や事業債の元金償還が始まったことで、公債費は前年度より増えており、今後、社会保障費の増加や、公共施設等の老朽化に伴う対策などの財政負担も見込まれることから、引き続き中長期的な視野に立った健全な財政運営を要望したいと思います。

現在、新型コロナウイルス変異株の世界的な流行により、依然として感染症の収束が全く見えない状況の中で、しばらくは、地域の経済活動の停滞も続くと思われまます。

そのため、今後も町民の生活支援や町内事業者への継続した支援も必要であると考えます。

コロナ禍のこのような状況であるからこそ、限られた財源の中で、町民一人一人に「水巻町に住んでよかった」と思っていただけのように、職員の皆さんと私たち議員が一緒になって、真剣に議論し、知恵を出し合い、町民の幸せにつながる施策や行政サービスを行っていかねばなりません。

引き続き、職員と議員が気持ちを一つにし、同じ方向で、健全な財政運営を実施できるよう、我が党も執行部とともに努力していくことを申し述べ、賛成討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。認定第1号 令和2年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第3 認定第2号

議長（白石雄二）

日程第3、認定第2号 令和2年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

7番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

この、令和2年度一般会計・特別会計の決算の概要を勉強させていただきました。

そしてですね、福岡県内60市町村ある中でですね、水巻町はまあいいとこいってると思うんです。

あれですかね、これが令和元年度の全被保険者分の1人当たりの保険税調定額が、水巻町が7万5734円で54番目ですか。60の中で54番目ちゃ、なかなかいいとこいっていると思います。

それからですね、令和元年度の1人当たりの療養諸費ですね。34番目で1人当たりが40万2027円ですね。そして一番多いとこの小竹町が48万2978円ですね。約8万ぐらいのですね、差があるんです。てことは、水巻町がですね、やっぱり健診なんかで健康づくりですね、努力された結果と思うんです。ですね。

そういう点ですね、こういう予防医学をですね、もっともっと推進していただいて、そういう全体的な療養費を下げるため努力していただきたいことをお願いして、私の賛成討論といたします。

以上です。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

認定第 2 号につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

コロナ禍の下、受診控えにより、令和 2 年度の国保会計決算は、保険給付費は前年度より約 1 億円近く減少し、それによって、積立金は令和元年度よりも多い 3000 万円を積み立て、積立目標額 1 億円を超えました。

1 人当たりの医療費は、平成 29 年度から下がり続けています。その反対に 1 人当たりの国保税は上がり続けています。医療費は減っているのに保険税だけは上がり続けるこの状況は、納得できるものではありません。赤字解消計画による国保税の値上げが原因です。

また、もともと国保税収入は、歳入全体のわずか 15.6%、5 億円を切った額しかないのに、町が県に支払う納付金は 8 億円以上です。この差額を国保税の値上げで賄おうとするなら、それは間違いです。

非正規の加入者が増え、低所得の加入する国保を、医療に安心してかかれる保険にするためには、国保税を値上げし、自己責任の制度とするのではなく、税金をつぎ込むことです。

さらに、令和 2 年度のコロナ禍においてさえ、国保税の値上げを強行したことは許せません。

医療、介護、保育等、ケアを支える政治に転換することが求められていることを述べ、認定第 2 号の反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。認定第 2 号 令和 2 年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第 2 号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第 4 認定第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、認定第 3 号 令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山恵です。認定第 3 号 令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日本共産党を代表いたしまして、反対の討論を行います。

令和 2 年度の保険税は、1 人当たり 8 万 2509 円と前年比 3,426 円、4.3%も上がっています。また、世帯の所得に応じて均等割額が軽減されますが、その軽減率が 8.5 割軽減から 7.75 割軽減と縮小され、令和 2 年度の保険料収入は 1332 万円も多くなっております。

後期高齢者医療会計において、保険料収入は約 3 億 1300 万円余りですが、県への納付額は約 4 億 2400 万円であり、保険料だけで運営できないのは明らかです。

高齢になれば、努力はしていても身体に不調をきたしてくるのは誰もが通る道です。

75 歳以上のほとんど働いている人のいない、年金だけで暮らしている高齢者を別枠に保険制度をつくり、毎年上がり続ける保険料を取る後期高齢者医療は、介護保険料とともに多くの高齢者の暮らしを圧迫しています。その上、政府は窓口での 2 割負担も強行いたしました。

このような弱い者いじめの政治から優しい政治への転換を求める立場から、認定第 3 号に反対いたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。認定第 3 号 令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第 3 号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第 5 認定第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、認定第 4 号 令和 2 年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

7番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

消費税が8%から10%に値上げされたときも、私は同じような反対意見を述べましたが、水巻町の水道は北九州と合併し、検針も水道料金の徴収も北九州がやっています。それなのに、当時は水道があったけ上下水道課っち言ってましたけど、現在は下水道だけで下水道課ですけどね。

で、消費税が上がる時ですね、何を言ったかといいますと、長野県下條村は水巻の3倍以上の面積があるのに、水道の職員はたった1人。そして水巻町は面積が狭いのに8人ですね。

ほいで、4名減らせばそういう、消費税を上げることなく、逆に下げることができると言いました。

そういう点ですね、まあどこの市町村もそうですけど、そういう基本計画は自治体が、市町村が練るんですけど、そういう調査設計はほとんど業者に任せます。

それだから、役場の役目ってのは、そういう、どこどこ地区に今年は下水道管引きたいっちゃう発案できてですね、後は業者にそういう調査設計さして、設計図引かせるわけです。

そういう点で、あまり役場の職員はですね、そういう調査設計はおそらくできないと思いますけど、そういう点ですね、もっと職員はですね、最低でも半分くらい減らしてもいいんじゃないかと思います。そしたら人件費がですね、かなり浮きますから。3000万くらい浮くからですね、それをそういう、例えば国の法律で国保税を7割、5割負けてもらってる人。これはおそらく生活保護者よりも生活が厳しい人です。そういう人にですね、医療費の一部を負担してやるとかですね、そういうお金の回すこと、できると思います。

以上の考えで、私は反対といたします。

以上です。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。認定第4号 令和2年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第6 議案第17号

議長（白石雄二）

日程第6、議案第17号 水巻町個人情報保護条例及び水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

5番、岡田です。議案第17号につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論を行います。

令和3年5月19日にデジタル関連5法が公布されました。個人情報保護法の見直し、マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続きの効率化、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、マイナンバーカードの発行・運営体制の強化、押印・署名の交付等を求める手続きの見直しなど定めています。

本議案は、このような法の施行に伴い、条例の一部改正を行うものです。

法の施行によりまして、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が一元化されました。現行の個人情報保護法では、個人情報の取り扱いは、利用目的を特定し、第三者への提供は本人の同意を原則としています。

しかし、第2次安倍政権以降、閣議決定で「オープンデータ・ビッグデータの活用の促進」を掲げ、利活用を進め、民間事業者を対象とした匿名加工情報制度や、独立行政法人を対象とした、非識別加工情報を設け、「特定の個人を識別できないように加工したもの」などと言い訳しながら、プライバシーに関わる情報を、本人の知らぬ間に行政から民間へデータ提供ができるようになりました。さらに菅政権では、まだまだ利活用が進んでいないと、邪魔な規則を取り除くデジタル関連法を成立させました。

整備法では、自治体が独自に制定する個人情報保護条例も一旦リセットして、全国共通のル

ールを設定し、法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容するとしています。

自治体の個人情報保護条例をリセットする最大の目的は、匿名加工情報制度、オープンデータ化と言いますが、と、情報連携（オンラインの結合です）を自治体に行わせることです。自治体の保有する教育や健康診断、介護サービス、子育て支援などの住民サービスに直結する個人情報を吐き出させようとするものです。

さらに、自治体を国の個人情報保護委員会の監督下に置いて、国が示したとおりの制度の運用を求め、条例を定めた際には、国へ届けるように規定もされています。自治体の条例づくりにも口を挟める仕組みとなっています。

データ利活用を進めるために、個人情報保護の仕組みを壊し、保護を求める住民やそれに応えようとする自治体の独自の取組を壊すものです。

これは、プライバシー保護の後退であり、自治の根幹である条例の制定が否定されかねない地方自治への国の介入と言えるのではないのでしょうか。

個人情報は「個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきもの」と個人情報保護法第3条にあります。プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権です。自己の情報を不当に扱われないようにする権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権、これこそを保障することが今こそ必要だと考えます。

よって、デジタル法施行に基づく条例の一部改正には反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第17号 水巻町個人情報保護条例及び水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第18号

議 長（白石雄二）

日程第7、議案第18号 水巻町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山恵です。議案第 18 号 水巻町手数料条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

マイナンバーカードの再交付手数料を本条例から削除する改正です。今後は「地方公共団体情報システム機構」が再発行手数料の金額を決めるとのことでした。しかし、再交付の手続きも発行手数料の徴収も町が行い、これまでと変わりはありません。

そうならば、今後、再発行手数料を機構が引き上げた際には、窓口職員はいったい住民に何と説明するのでしょうか。「役場は、機構が決めた金額で再発行し、金額を徴収するだけです。役場は金額のことは分かりません。どうしようもありません。」と、無責任に対応するしかないのでしょうか。

町役場の窓口が、住民のための窓口であって、そうではない。

国のデジタル化推進の下、地方自治体の根幹が崩されていく危険性をここにも感じざるを得ません。地方自治を守り、住民のために働く、住民のための役場であるために、国に対して発言していくことが今ほど求められているときはないと考えております。

また、もともとマイナンバー制度の導入は、経済からの要望に政府が応えたものであり、国民に押し付け、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴収強化と社会保障費の削減を進めるものです。廃止すべきであるとの考えです。よって、本議案に反対いたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 18 号 水巻町手数料条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 19 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 19 号 高松町営住宅外部改善（14 号棟）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委

員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。高橋議員。

9 番（高橋恵司）

9 番、高橋です。議案第 19 号 高松町営住宅外部改善（14 号棟）工事の請負契約の締結について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私が 6 月議会において、14 棟の店舗部分についてお聞きしましたが、その時は 14 棟はもう将来何も扱わないということで、私、理解していたんですが、こうして 5000 万かけて手を入れてくれるということで、私はその件に関してはすごく賛成をしております。

それで、賛成はいいのですが、きれいになった時点で、いま一度執行部のほうで考えていただきたいと思います。店舗部分についてですね。何かもったいないような気がいたしまして。せっかく 5000 万以上かけてするのですから、雨漏りもしなくなると思います。そのような点ですね、今後、まあ民間に貸し出すことはもうしないということは、よく、私は理解いたしました。しかし、行政としてですね。最近外国人がいっぱいいます。外国人のコミュニティ場をつくったりですね、災害時の緊急の倉庫に利用したりですね、そういうことができると思うんです。

それとか、私、宗像に「ひのさと 48」っていう建物があります。その件につきまして、住宅政策課長にお聞きしたんですが、ま、いろいろ難しいということがありましたが、その辺も踏まえてですね、もう一度、せっかくきれいになったんですから、議論の中に加えていただきたいと思います。

以上、意見終わります。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 19 号 高松町営住宅外部改善（14 号棟）工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決いたします。

した。

日程第9 議案第20号

議長（白石雄二）

日程第9、議案第20号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

6番（中山 恵）

6番、中山恵です。議案第20号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第2号）、委員会の採決では賛成といたしましたが、本会議採決にあたり日本共産党を代表いたしまして、意見を述べ反対といたします。

衛生総務費441万8000円、健診機関情報連携取込委託料と中間サーバー連携委託料220万9000円が同額計上されています。これは、先の議案第17号、18号で個人情報の漏洩、プライバシーの侵害など述べたとおり、マイナンバーカードのマイナポータルによって、町が持っている健診結果の個人情報を次の保険者に引き継ぐ際など、本人の同意をもとに提供できるようになるなど、表向きは本人の健康管理上、有効かつ利便性があるようにうたっておりますが、民間から情報提供を求められた際には、個人が識別できないような加工処理をして、当町の健診情報を容易に民間に提供できるようになるものです。個人の健診情報は町の健康課のみが保有していればよいもので、次の保険者に引き継ぐ方法などいくらでも考えられます。

ネットワークにつながれることによって、個人の知らないうちにどこまでも個人の健診情報が本人の同意なく広がる危険性があります。よって、本議案には反対をいたします。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第20号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第21号

議長(白石雄二)

日程第10、議案第21号 令和3年度水巻町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第21号 令和3年度水巻町一般会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11 請願第1号

議長(白石雄二)

日程第11、請願第1号 コロナ禍における女性や子ども達への緊急支援を求める請願書についてを議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。請願第1号 コロナ禍における女性や子ども達への緊急支援を求める請願書について、採択することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、請願第1号は、不採択とすることに決しました。

日程第12 意見書第7号

議 長 (白石雄二)

日程第12、意見書第7号 出産育児一時金の増額を求める意見書についてを議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。はい、松野議員。

12 番 (松野俊子)

12番、松野です。提案理由を少々説明させていただきます。

出産育児一時金の増額を求める意見書について、少々、意見書案の中を読まさせていただきます。

「厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賅えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している」という計算となっております。

この42万円の中には、その後の分を書いております、産科医療補償制度の掛金というのが含まれておりまして、これは、分娩時に小児麻痺というか、麻痺ですね、そういったものになった場合の経済的な保障。脳性小児麻痺になった場合の経済的な保障制度で、その掛金も含まれておりますので、実質的に分娩の費用としていただける一時金というのは、また少し減るわけです。

以上のような理由におきまして、後は意見書に書いてあるとおりでございますので、この出

産育児一時金の増額を求める意見書として、子育てのスタート期に当たって、出産時の経済的な支援策を強化することを求めるものでございます。

提出先は、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、提出するものです。

提出賛成者は、久保田議員、水ノ江議員であります。

よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

松野議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第7号 出産育児一時金の増額を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成全員と認めます。よって意見書第7号は原案のとおり可決いたしました。

日程第13 意見書第8号

議 長（白石雄二）

日程第13、意見書第8号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書についてを議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

6番（中山 恵）

6番、中山恵です。意見書第8号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について。地方自治法 第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、岡田議員であります。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は、一応まあ、賛成の立場から意見を述べますけど。

高齢者全員にですね、この公的補助制度はどうかと思うんです。何でもかんでもですね、公的にしてやれば、もうこれ以上ですね、国保税は、国民負担はのしかかるばかりです。

で、ある程度、世帯の所得によって、補助するかどうかですね、そういう案をしてほしかったんです。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第8号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第8号は否決いたしました。

日程第14 意見書第9号

議 長（白石雄二）

日程第14、意見書第9号 地球温暖化防止対策の着実な達成のための取組を求める意見書についてを議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

5 番（岡田選子）

5番、岡田です。意見書第9号 地球温暖化防止対策の着実な達成のための取組を求める意見書につきまして、提案説明させていただきます。

もう皆さん御存じのように、地球温暖化等によりまして、世界で大変な気候危機という状況が起きています。豪雨や森林の火災とかですね、猛暑。そういうことが全国、世界各地で起きているということです。

こういう中でですね、やはりCO₂の削減っていうのを日本が本気で取り組むということが今、求められていると思います。

先日また国が出しました、温室効果ガスの排出を13年度比で46%削減するという目標に向けて頑張るといっていただけけれども、その目標ですけれども、10年比に換算するとですね、42%減ということで。国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCですよね。ここが示しているのは2030年までに2010年比で45%減と。45%減がもうこれ最低の目標なんですけれども、日本はまだそれに比べると42%の目標しか掲げてないということで、大変低い削減目標ということになっております。

本当に今、私たちが生活の中で取り組むことも必要ですし、大きく政治が動いて、次の世代にしっかり地球を手渡していくということが求められていると思います。

そしていろいろな現象が今、世界で起こっていることに対してですね、若者たちが大変危惧をして、今、声も上げていっております。

本気で取り組めばですね、削減目標が達成できると考えておりますので、ぜひ政府にこのような決意を求める意見書を出してですね、地球を守っていききたいなというふうに考えておりますので、皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。久保田議員。

13番（久保田賢治）

13番、久保田です。地球温暖化防止対策の着実な達成のための取組を求める意見書に関し、反対の立場から意見を述べます。

私は四十数年エネルギーに関係する仕事に携わってきました。エネルギー管理士の国家資格を取得し、CO₂削減に努力してきました。

反対意見及び、最近のエネルギー情報を少し述べさせていただきます。

まず、外務省のHPの外交政策の中で、温室効果ガスの排出削減目標が記載されています。パリ協定2015年2月採決、2016年1月発行では、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を、国が決定する貢献、NDCというんですけども。——として、5年ごとに提出、更新する義務があります。

2050年カーボンニュートラルと、新たな2030年目標で、菅総理大臣は2020年、去年ですね、10月26日、所信表明演説において、「我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち2050年カーボンニュートラル。脱炭素社会を目指す」ことを宣言しました。

さらに2021年、本年4月22日から23日に開催された、米国主催機構サミットにおいて、菅総理大臣は「我が国は2030年度において、温室ガスの2013年度から46%削減を目指すことを

宣言するとともに、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていく」決意を全世界に表明しました。

それで、意見書、先ほどちょっと言われていましたけども、意見書の中で「現在の日本の 2030 年度における削減目標は 2013 年度比で 26 パーセント」と記載されております。これはもう古い資料じゃないかなと思います。

それと「再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に踏み出す政策」と「転換」と書いてありますけども、再生可能エネルギーとはですね、一般的に風力、それから太陽光、地熱発電等があります。この再生可能エネルギー全てに弱点があるわけです。その弱点を克服しないと、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大は難しいと考えております。専門家による弱点克服に今、努力しているところでございます。

それで、あと、最近のエネルギー事情ですけども、水素が非常に脚光を浴びております。皆さん御存知のように、水素は可燃性ガスでございます。水素、H₂ ですね。それと酸素を燃やす。2 分の 1O₂ で H₂O を、ということで、水素燃料を燃やすと、排ガスは二酸化炭素ゼロなんです。水しか出てこないんですね。で、水素燃料を燃やすと排ガスは H₂O ちゅうことで、水素が非常に脚光を浴びているということでございます。

だから今の時点ですら、再生可能エネルギーを拡大するちゅうのは、非常に難しい面がございます。今、非常に努力してはいるんですけども、再生可能エネルギーは克服すれば、まあこれちょっと話すと長くなるんで話しません、克服すると飛躍的に伸びると私は思っております。だから、今は非常に努力している段階ですら、ちょっとこの意見書では早いかなということで、今、水素が脚光を浴びてやっているような現状であります。

そういうことから、この意見書には反対といたします。

以上でございます。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

最近、豪雨がよくあります。私はよく家で話します。「これは地球の温度が上がった、人間が作った罪やで」っち。台風が起きるのも、海水面の温度が上昇して、水蒸気が上がる量が増えたから、台風が起る風が吹いているんです。

で、今年はですね、地球で温度が 50 度を超えた所もあります。40 度台もいくつかありました。

こんなふうにはですね、今まで考えなかったことが地球上に起きています。それはですね、現在、私も含め、文化的な生活に頼って——。例えば夏は、昔はクーラーなんかなかったです。車もありませんでした。で、そういうことで人間が文化的な生活の裏腹に、そういう地球の災害が増えているわけです。

で、さっき久保田議員が言われましたけど、まあ水素が炭酸ガスを出しませんと言われましたけど、水素をつくるのにもエネルギーが要るんです。だからいつか議員研修会が岡垣であっ

たとき、私は九大の先生が来られたときに聞いたんです。「水素をつくるのに、エネルギーが要るんじゃないですか」と質問したら、明確な答弁はありませんでした。水素をつくるのにエネルギーが要らなかつたらいいんですよ。水素つくるにはエネルギーが要るんだから。

それから、非常にですね、これはテレビでドイツの科学者が言われたんです。「日本ほど自然エネルギーをつくるのに恵まれた国はない」て。それは、海に囲まれているから。それは、風が吹いたり——。どっか吹くんですね、朝夕。山風・谷風、日本は森林が多いから、絶えず山のほうは流れているんです。

ドイツの科学者が言われたのはですね、使っている全電力の約180%はですね、自然エネルギーで賄えると言われました。私も感動しました。

私はジャーナリストが書かれた本を買っています。それはですね、福島県、それから岡山県、それから岐阜県、それから沖縄県のもですね、具体的にそういう自然エネルギーのもですね、再生を活用している。書かれてありました。すばらしいと思いました。

岐阜県では小水力発電。それから福島県では地熱エネルギー。そしてそういう個人がですね、先進的な人たちがそういう自然エネルギーを活用しているんです。

そして国としてはですね、私はニュージーランドの首相は偉いと思いました。現在、ニュージーランドが使っている全電力の約15%は地熱で発電しているそうです。それで、あと10年したら100%をですね、再生可能エネルギーにすると、女性の首相は言われたんです。私は感動しました。何とすばらしい政治家だと思ってですね。

それから今年で退任されるドイツの首相ですね。女性の首相。彼女は科学者です。あのドイツですら、現在、自然エネルギーは全電力使用量の46%進んでいるそうです。

そういう点、日本はですね、日本ほど自然エネルギーをつくるのに恵まれた国であるのに、そういう国会議員を含めですね、そういう議員がなかなかそういう運動を展開しない。それは、原子力発電のもですね、東芝や日立、三菱。そういうですね、原子炉を造りたい——。それを支持する議員がいるからと思います。

本当にですね、そういう炭酸ガス減らそうと思えば、やっぱり私も含め、全国民がですね、炭酸ガスを減らすというですね、努力しないといけないと思います。

私の家なんかですね、ずーっと夏もエアコンなんか全く使わないんです。エアコンはすごく電力を消費するんです。1キロワット以上のですね。

私はよく言うんですよ。鉄鋼の生産現場行ってみなさいっち。厚板や薄板が流れてるところはね、工場に入れば夏は四十数度ある。それを私、見てきているからね、我慢できるんです。上から下までびしょびしょなって、着替えもせんで働いているんですよ。社員はですね、運転室に入ってるからクーラーがあつていいかも分からんけどですね。それを関連労働者は、下請労働者なんかは本当にですね、暑いところで働いているんです。それを見ているから私、我慢できるんですよ。

車もなかなか、普通は単車でですね、排気を出さないように気を遣っています。大きな車も持っていますけど、ほとんど乗りません。

そういう点でですね、やっぱり国民一人一人が考えると同時に、そういう国会議員から下まで考える必要、あると思います。

その点、北九州の北橋市長は偉いと思います。北橋市長はですね、この数年の間に、全て市が所有する公共施設は、そういう再生エネルギーで賄うと断言されました。私は、市長の中では好きな市長の一人です。

そういう点でですね、政治家の姿勢によっては、やっぱりですね、自然炭酸ガスを減らすこともできると思います。

以上をもって、この意見書に賛成といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山です。賛成意見です。

気候危機とも呼ぶべき非常事態が本当に起こっております。世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、そして森林火災、干ばつ、海面上昇が問題になっております。2050 年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温を産業革命前に比べて 1.5 度まで抑え込むことができないということが明らかになっております。

新型コロナウイルス、また、エボラ熱などの新しい感染症が次々と出現し、この背景には森林破壊などの環境破壊、そして地球温暖化があることでございます。

この 10 年足らずの間に、全世界の CO₂ の排出を半分近くまで削減できるかどうかは、ここに人類の未来がかかっております。私たちの命もかかっております。

エネルギー基本計画を根本から改めるよう強く求め、賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第 9 号 地球温暖化防止対策の着実な達成のための取組を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第 9 号は否決いたしました。

日程第 15 意見書第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、意見書第 10 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。住吉議員に提案理由の説明を求めます。はい、住吉議員。

11 番（住吉浩徳）

意見書第10号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、地方自治法 第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、大貝議員、岡田議員、船津議員、久保田議員、水ノ江議員であります。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

住吉議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

議 長（白石雄二）

討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第10号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成全員と認めます。よって意見書第10号は原案のとおり可決いたしました。

日程第16 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第16、委員会報告について。去る6月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、津田議員。

文厚産建委員長（津田敏文）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、入江議員。

議会運営委員長（入江 弘）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 17 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 17、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決しました。

日程第 18 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 18、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和 3 年第 4 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 29 分 閉会